

廃棄物処理法の罰則

法第25条第1項\内容		5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科	
		条項	行為の内容
1号	無許可営業	7条第1項・第6項 14条第1項・第6項 14条の4第1項・第6項	○許可を受けずに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき ○許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき ○許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき
2号	営業許可の不正取得	—	○不正の手段により、一般廃棄物の収集運搬業、処分量の許可(当該許可の更新を含む。)を受けたとき ○不正の手段により、産業廃棄物の収集運搬業、処分量の許可(当該許可の更新を含む。)を受けたとき ○不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分量の許可(当該許可の更新を含む。)を受けたとき
3号	事業範囲の無許可変更	7条の2第1項 14条の2第1項 14条の5第1項	○一般廃棄物収集運搬業者・処分量者が、許可を受けずに、事業の範囲を変更したとき ○産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、許可を受けずに、事業の範囲を変更したとき ○特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、許可を受けずに、事業の範囲を変更したとき
4号	事業範囲の変更許可の不正取得	—	○一般廃棄物収集運搬業者・処分量者が、不正の手段により、事業の範囲の変更の許可を受けたとき ○産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、不正の手段により、事業の範囲の変更の許可を受けたとき ○特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、不正の手段により、事業の範囲の変更の許可を受けたとき
5号	事業停止命令違反	7条の3 14条の3 14条の6	○法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者・処分量者が、事業停止命令に違反したとき ○法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、事業停止命令に違反したとき ○法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、事業停止命令に違反したとき
	措置命令違反	19条の4第1項 19条の4の2第1項 19条の5第1項 19条の6第1項	○処分者等が、生活環境保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反したとき
6号	委託基準違反	6条の2第6項	○排出事業者が、一般廃棄物の運搬又は処分を一般廃棄物収集運搬業者・処分量者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
		12条第5項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者・処分量者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
		12条の2第5項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
7号	名義貸しの禁止違反	7条の5 14条の3の3 14条の7	○一般廃棄物収集運搬業者・処分量者が、自己名義で他人に収集、運搬又は処分を行わせたとき ○産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、自己名義で他人に収集、運搬又は処分を行わせたとき ○特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者が、自己名義で他人に収集、運搬又は処分を行わせたとき
8号	処理施設の無許可設置	8条第1項 15条第1項	○許可を受けずに、一般廃棄物の処理施設を設置したとき ○許可を受けずに、産業廃棄物の処理施設を設置したとき
9号	処理施設の設置許可の不正取得	—	○不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたとき ○不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたとき
10号	処理施設の無許可変更	9条第1項 15条の2の6第1項	○許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしたとき ○許可を受けずに、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしたとき
11号	処理施設の変更許可の不正取得	—	○不正の手段により、一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けたとき ○不正の手段により、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けたとき
12号	無確認輸出	10条第1項(15条の4の7第1項での準用を含む。)	○環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出したとき ※廃棄物の無確認輸出は、未遂を罰する(25条第2項)。
13号	処理業の受託	14条第15項	○産業廃棄物収集運搬業者・処分量者その他環境省令で定める者以外の者が、他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分を受託したとき
	禁止違反	14条の4第15項	○特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分量者その他環境省令で定める者以外の者が、他人の特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を受託したとき
14号	廃棄物の投棄禁止違反	16条	○廃棄物をみだりに投棄したとき ※廃棄物の投棄禁止違反は、未遂を罰する(25条第2項)。
15号	廃棄物の焼却禁止違反	16条の2	○廃棄物を違法に焼却したとき ※廃棄物の焼却禁止違反は、未遂を罰する(25条第2項)。
16号	指定有害廃棄物保管・処分違反	16条の3	○指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行ったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。 ・指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う保管、収集、運搬又は処分 ・廃棄物処理法以外の法令又はこれに基づく処分により行う保管、収集、運搬又は処分

法第26条\内容		3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	
		条項	行為の内容
1号	委託基準違反	6条の2第7項	○排出事業者が、一般廃棄物の処理の委託の基準に違反して、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき
	再委託禁止違反	7条第14項	○一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が、他人に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託したとき
		12条第6項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき
		12条の2第6項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、特別管理産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託したとき
		14条第16項	○産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、産業廃棄物の処理の再委託の基準に違反して、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に再委託したとき
14条の4第16項	○特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、特別管理産業廃棄物の処理の再委託の基準に違反して、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に再委託したとき		
2号	施設改善命令違反	9条の2	○一般廃棄物処理施設の設置者が、施設改善命令、使用停止命令に従わなかったとき
	使用停止命令違反	15条の2の7	○産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設の施設改善命令、使用停止命令に従わなかったとき
	改善命令違反	19条の3	○排出事業者、一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、改善命令に従わなかったとき
3号	施設無許可譲受け ・無許可借受け	9条の5第1項 (15条の4での準用を含む。)	○許可施設である一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け、又は借り受けたとき
4号	無許可輸入	15条の4の5第1項	○環境大臣の許可を受けずに、国外廃棄物を輸入したとき
5号	輸入許可条件違反	15条の4の5第4項	○廃棄物の輸入の際、廃棄物の輸入の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき
6号	不法投棄又は不法焼却を目的とする 収集又は運搬	—	○廃棄物の不法投棄又は不法焼却を行う目的で、廃棄物の収集又は運搬をしたとき

27条\		2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科	
		条項	行為の内容
無確認		—	○廃棄物の無確認輸出を行う目的で、その予備をしたとき

法第28条\内容		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
2号	土地形質変更命令 違反	第15条の19第4項	○指定区域内における土地の形質変更について、知事の計画変更の命令に違反したとき
		第19条の10第1項	○指定区域内における土地の形質変更による生活環境保全上の支障について、当該支障の除去等に係る知事の措置命令に違反したとき

法第29条\内容		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	欠格要件該当 届出違反 事業場外保管 届出違反	7条の2第4項	○一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、欠格要件に該当するに至った場合において、その旨の届出をしなかったとき
		(14条の2第3項、 14条の5第3項での 準用を含む。)	○一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者が、欠格要件に該当するに至った場合において、その旨の届出をしなかったとき
		9条第6項 (15条の2の6第3項 での準用を含む。)	
		12条第3項 12条の2第3項	○排出事業者が、届出をせず、又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき
2号	施設使用前検査 受検義務違反	8条の2第5項 (9条第2項での 準用を含む。) 15条の2第5項 (15条の2の6第2項 での準用を含む。)	○施設使用前検査を受けずに、一般廃棄物処理施設を使用したとき ○施設使用前検査を受けずに、産業廃棄物処理施設を使用したとき

3号	排出者管理票 交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第1項 (15条の4の7第2項 での準用含む。)	○排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、当該作業廃棄物を引き渡す際に、次のいずれかに該当したとき ・運搬受託者(処分のみの委託の場合には、処分受託者)に、管理票を交付しなかったとき ・運搬受託者(処分のみの委託の場合には、処分受託者)に、記載すべき事項を記載せずに、管理票を交付したとき ・運搬受託者(処分のみの委託の場合には、処分受託者)に、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
4号	運搬受託者管理票 写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第3項前段	○運搬受託者が、当該産業廃棄物の運搬を終了した際に、次のいずれかに該当したとき ・管理票交付者に、管理票の写しを10日以内に送付しなかったとき ・管理票交付者に、記載すべき事項を記載せずに、管理票の写しを送付したとき ・管理票交付者に、虚偽の記載をして、管理票の写しを送付したとき
5号	運搬受託者管理票 写し回付義務違反	12条の3第3項後段	○運搬受託者が、当該産業廃棄物の処分受託者に、管理票の写しを回付しなかったとき
6号	処分受託者管理票 写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第4項・第5項 12条の5第5項	○処分受託者が、当該産業廃棄物の処分を終了した際、又は中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた際に、次のいずれかに該当したとき ・処分を委託した管理票交付者に、管理票の写しを10日以内に送付しなかったとき ・処分を委託した管理票交付者に、記載すべき事項を記載せずに、管理票の写しを送付したとき ・処分を委託した管理票交付者に、虚偽の記載をして、管理票の写しを送付したとき
7号	管理票保存 義務違反	第6項・第9項・第10項	○管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき ○運搬受託者が、管理票交付者に管理票の写しを送付した場合においては当該管理票を、処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合においては当該管理票の写しを、それぞれ5年間保存しなかったとき ○処分受託者が、管理票交付者に管理票の写しを送付した場合において、当該管理票を5年間保存しなかったとき
8号	虚偽管理票交付	12条の4第1項	○産業廃棄物収集運搬業者・処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
9号	管理票未交付による 産業廃棄物の引渡し	12条の4第2項	○運搬受託者又は処分受託者が、管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けたとき
10号	虚偽管理票送付	12条の4第3項・ 第4項	○運搬受託者又は処分受託者が、受託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は電子情報処理組織を使用して情報処理センターに当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨の報告をしたとき ○処分受託者が、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず、又は電子情報処理組織により最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、管理票交付者に管理票の写しの送付し、又は電子情報処理組織を使用して情報処理センターに最終処分が終了した旨の報告をしたとき
11号	電子管理票 虚偽登録	12条の5第1項 (15条の4の7第2項 での準用含む。)	○電子管理票の使用事業者が、電子情報処理組織を使用して、必要事項を情報処理センターに登録する際に、虚偽の登録をしたとき
12号	電子管理票報告 義務違反 虚偽報告	12条の5第2項・ 第3項	○運搬受託者及び処分受託者が、産業廃棄物の運搬又は処分を終了した際に、電子情報処理組織を使用して、3日以内に、情報処理センターにその旨の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき ○処分受託者が、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた際に、電子情報処理組織を使用して、3日以内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
13号	勧告命令違反	12条の6第3項	○排出事業者(中間処理業者を含む。)、運搬受託者又は処分受託者が、管理票及び電子管理票に関して出された措置命令に違反したとき
14号	処理困難通知 義務違反 虚偽通知	14条第13項 14条の4第13項	○運搬受託者及び処分受託者が、受託した産業廃棄物の処理が困難となった場合において、通知せず、又は虚偽の通知をしたとき
15号	処理困難通知写し 保存義務違反	14条第14項 14条の4第14項	○運搬受託者及び処分受託者が、処理困難通知をした場合において、当該通知の写しを保存しなかったとき
16号	土地形質変更 届出違反	15条の19第1項	○指定区域内において土地の形質変更をしようとする場合において、知事に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
17号	事故時応急措置 命令違反	21条の2第2項	○特定処理施設における事故に対し、応急の措置を講ずべき旨の知事の命令に違反したとき

法第30条\内容	30万円以下の罰金	
	条項	行為の内容
1号 帳簿備付け 義務違反 記載義務違反 保存義務違反	7条第15項 (12条第13項、12条の2第14項、14条第17項、14条の4第18項での準用を含む。) 7条第16項 (12条第13項、12条の2第14項、14条第17項、14条の4第18項での準用を含む。)	○次に掲げる者が、その廃棄物の処理に関して、帳簿を備えず、又は5年間保存をしなかったとき ・一般廃棄物収集運搬業者・処分業者 ・産業廃棄物の自己処理施設を有する事業者 ・特別管理産業廃棄物を生ずる事業者 ・産業廃棄物収集運搬業者・処分業者 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者
2号 業廃止・変更届出 義務違反 施設変更届出 義務違反 施設相続届出 義務違反	7条の2第3項 (14条の2第3項、14条の5第3項での準用を含む。) 9条第3項・第4項 (15条の2の6第3項での準用を含む。) 9条の7第2項 (15条の4での準用を含む。)	○一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、事業の廃止、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき ○一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が、施設の変更、廃止(最終処分場であるものを除く。)、休止、再開、埋立処分の終了(最終処分場である場合)の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき ○一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した相続人が、当該届出せず、又は虚偽の届出をしたとき
3号 施設検査拒否、妨害、忌避	8条の2の2第1項 15条の2の2第1項	○一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者が、定期検査を拒否し、妨害し、又は忌避したとき
4号 維持管理事項 記録違反 備付け違反	8条の4 (9条の10第8項、 15条の2の4、15条の4の4第3項での準用を含む。)	○一般廃棄物処理施設の設置者、一般廃棄物の無害化処理認定施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物の無害化処理認定施設の設置者が、当該施設の維持管理の記録について、次のいずれかに該当したとき ・記録をしなかったとき ・虚偽の記録をしたとき ・記録を備え置かなかったとき
5号 処理責任者等 設置義務違反	12条第8項 12条の2第8項	○産業廃棄物の自己処理施設を有する事業者が、事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなかったとき ○特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を有する事業者が、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかったとき
6号 報告拒否、虚偽報告	18条	○次に掲げる者が、行政庁から必要な報告を求められたときに、これを拒否し、又は虚偽の報告を行ったとき ・事業者 ・一般廃棄物又は産業廃棄物(これらの疑いのある物を含む。)の収集・運搬、処分を業として行う者 ・一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者 ・廃棄物が地下にある土地の所有者、占有者又は指定区域内において土地の形質変更を行い、若しくは行った者 ・無害化処理認定業者 ・国外廃棄物(国外廃棄物であることの疑いのある物を含む。)を輸入しようとする者、又は輸入した者 ・廃棄物(廃棄物であることの疑いのある物を含む。)を輸出しようとする者、又は輸出した者
7号 立入検査拒否、妨害、忌避	19条第1項・第2項	○次に掲げる者が、行政庁の職員が行う立入検査等に対し、これを拒否し、妨害し、又は忌避したとき ・事業者 ・一般廃棄物又は産業廃棄物(これらの疑いのある物を含む。)の収集・運搬、処分を業として行う者 ・一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者 ・廃棄物が地下にある土地の所有者、占有者又は指定区域内において土地の形質変更を行い、若しくは行った者 ・無害化処理認定業者 ・国外廃棄物(国外廃棄物であることの疑いのある物を含む。)を輸入しようとする者、又は輸入した者 ・廃棄物(廃棄物であることの疑いのある物を含む。)を輸出しようとする者、又は輸出した者
8号 技術管理者 設置義務違反	21条第1項	○一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者が、技術管理者を置かなかったとき

法第33条\内容		20万円以下の過料	
		条項	行為の内容
1号	非常災害時 事業場外保管 届出義務違反	12条第4項 12条の2第4項	○排出事業者が、届出をせず、又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき
	土地形質変更届出 違反	15条の19第2項・第3項	○指定区域内において、既に土地の形質変更に着手している者が、知事への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき ○指定区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質変更をした者が、知事への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
2号	処理計画届出 義務違反	12条第9項 12条の2第10項	○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が、処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したとき
3号	処理状況報告 義務違反	12条第10項 12の2第11項	○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が、処理状況を報告せず、又は虚偽の報告をしたとき

34条\		10万円以下の過料	
		条項	行為の内容
名称使	20条の2第3項		○廃棄物再生事業者の登録を知事から受けずに、その名称を使用したとき

2 雇い主である法人又は人に係る罰則(当該法人等及び行為者の双方を罰する。)

32条\	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人 又は人の罰の内容
法人に	○法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	○法人の業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金
		○法人の業務に関し、25条第1項(第1号から第4号まで、第12号、第14号及び第15号を除く。)、26条、27条、28条第2号、29条又は30条	それぞれの規定で定める罰
人に係	○人の代理人、使用人その他の従業員	○人の業務に関し、25条、26条、27条、28条第2号、29条又は30条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰